

委 託 内 訳 書

名 称	数 量	単 位	金 額	摘 要
1. 業務価格				
（1）直接人件費	1	式		
（2）諸経費	1	式		
（3）技術料等経費	1	式		
（4）特別経費	1	式		
積算原価				
2. 消費税等相当額	1	式		
委託料				

設計業務委託特記仕様書

1 委託名称

川越中央消防署エレベーター改修工事設計業務委託

2 委託場所（建物所在地）

川越市新宿町2丁目14番地7

3 委託概要

川越中央消防署エレベーターのリニューアル改修工事に係る設計業務委託である。

4 委託建物概要

施設名 川越中央消防署

所在地 川越市新宿町2丁目14番地7

構造種別 鉄筋コンクリート造

階数 地上 3階、~~地下~~階

対象設備 三菱製油圧式エレベーター 1台 （間接式バックプランジャ方式）

5 設計の内容

(1) 昇降機設備工事

ア 撤去工事：油圧式関連設備を撤去

イ 新設工事：ロープ式（機械室なし）関連設備を新設

ウ 発生材運搬・処分費：撤去発生材の運搬・処分

(2) 電気設備工事

ア 撤去工事：既存電源配線等の撤去

イ 新設工事：新規電源配管・配線等の新設

ウ 発生材運搬・処分費：撤去発生材の運搬・処分

(3) 建築工事

ア 仮設工事：仮設間仕切り等の工事区画の検討・設置

イ その他：機械室改修（倉庫等の別用途で使用するため）

6 設計について

(1) 設計にあたっては、現地調査及び関係者との打ち合わせを行い、具体的な改修手法等を選定し、監督員と協議のうえ設計を行うこと。

(2) 本業務委託は、「埼玉県建築設計業務委託共通仕様書」を準用するものとする。

7 貸与資料

(1) 設計図

(2) 計画通知書

8 委託する業務

設計業務一覧表及び提出図書等一覧表のうち○印を付したものを。

9 提出書類

提出図書等一覧表により、成果物引渡書に提出物一覧表を添付のうえ、クリアボックスにまとめ提出すること。図面サイズはA2サイズを原則とする。

10 その他

- (1) 内訳書の作成は、RIBC（（一財）建築コスト管理システム研究所）の内訳書作成システムによること。
- (2) 改修によるエレベーターの停止期間等については、消防署運営に配慮した計画とすること。
- (3) 改修方針検討時に次の項目が記載された「比較検討書」を提出し、発注者の承諾を得たプランで設計を行うこと。

ア 「全撤去・新設」

※ 対応可能メーカーが3者以上とならない場合は理由を明示すること

- ・ 工事費
- ・ 工事期間
- ・ 工事期間中の施設への影響
- ・ 既存不適合の状況

イ 「一部撤去・一部新設（既存部材流用）」

※ 対応可能メーカーが3者以上とならない場合は理由を明示すること

- ・ 工事費
- ・ 工事期間
- ・ 工事期間中の施設への影響
- ・ 既存不適合の状況

- (4) 令和7年9月上旬頃までに工事費の概算を算出し報告すること。
- (5) アスベスト定性分析調査を実施し、結果を設計に反映させること。（8検体）

共通事項

(総則)

1) 設計業務受注者（以下「受注者」という）は、公務員の精神に則り、公共の利益のためにより高度な知識と経験を傾注し、誠意をもって設計にあたらなければならない。

2) 受注者は、受託業務上知り得た秘密を漏らしてはならず、市の正当な利益を擁護しなければならない。

(設計の理念)

3) 受注者は設計にあたり、公共建築物の社会的使命と機能を十分に認識して、安全性、合理性、耐久性、経済性、及び維持保全性等を研究し、設計しなければならない。

4) 受注者は、建築物の敷地条件、自然的条件及び社会的条件を十分に調査研究し、創造性、美観性及び機能性を発揮し、川越市の風土を活かし市民にとって親しみやすく文化性の高いものを設計しなければならない。

5) 建築物、及び建築設備の設計にあたっては、建築物の用途、及び立地条件を勘案して、その配置計画、意匠計画、構造計画、建築設備設計等に省エネルギー・省資源対策を充分配慮して設計しなければならない。

6) 受注者は、市の示す設計要求書等に従って設計するものとし、過大な設計を行ってはならない。またコスト縮減を積極的に図るものとする。

7) 川越市環境方針に基づく、川越市環境にやさしい率先実行計画（公共事業における環境配慮）に沿って、環境への配慮を徹底するものとする。また、ノンアスベスト材料の選定を推進するものとする。

8) ホルムアルデヒド等有害化学物質の発生抑制を図るなど室内環境に配慮するものとする。

(設計の技術援助の禁止)

9) 受注者は設計にあたり、施工業者、又は製造業者等から有償、無償を問わず一切の技術援助、その他の利益、又は助力を受けてはならない。ただし、特別の事由により必要とする場合は、市と協議し承諾を受けなければならない。

(協力事務所に関する協議等)

10) 受注者は、受託した設計のなかで構造設計、設備設計、積算等の協力事務所を必要とする場合は、市と協議し、再委託に関する承諾を受けなければならない。仕様書の各事項は、協力事務所にも適用するものとする。

(打合せ等)

11) 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

12) 受注者が設計業務実施のため必要な事項について関係機関と協議等を行った場合は協議内容等を取りまとめ、打合せ記録簿に記録し、監督員に提出する。

(材料、工法等)

13) 使用材料の選定にあたっては、十分に検討の上、使用するものとし、諸資材は、県内産品の使用を優先するよう配慮するものとする。

14) 新材料、新製品、新工法については、相当な期間の使用経験、施工実績等を勘案し積極的な採用はさしひかえるものとする。

15) 特許、実用新案等を伴う材料、工法は、採用してはならない。

16) 外国製の材料、機器は、使用してはならない。

17) 14)、15)、16)については、市がその使用、採用について承諾した場合はこの限りではない。

(図面表示)

18) 機械、機器類の容量、圧力等の数値は、日本工業規格、その他公的な規格のあるものとする。ただし、特定の事由により製造業者のカタログ値、公表値等を表示する場合は、あらかじめ監督員と協議し承諾を受けなければならない。

19) 機械、機器の性能及び作動方法等並びに姿図及び詳細図等は、特定の製造業者等の1社によるものを表してはならない。ただし、特定の事由により必要とする場合は、あらかじめ監督員と協議し承諾を受けなければならない。

(積算)

20) 工事価格を積算するための数量の計測・計算の方法及び価格の算出方法については「建築工事数量積算基準・同解説(建築工事建築数量積算研究会制定)」「建築設備数量積算基準・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」に拠り、内訳書の作成については「建築工事内訳書作成要領(建築工事内訳書標準書式検討委員会制定)」「公共建築工事内訳書標準書式【設備工事】・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」に拠るものとする。

21) 設計、及び積算にあたり、製造業者、商社等から参考見積をとる場合は、あらかじめ監督員と協議を行う。

(関係法令等の遵守)

22) 受注者は、設計業務の実施に当たっては、建築基準法、消防法、その他の関係法令等を遵守しなければならない。

23) 各種打合せの結果、設計に重大な影響を及ぼす事項がある場合は、遅滞なく市に連絡しなければならない。

(監理協力)

24) 受注者は、設計意図を施工者に正確に伝えるため及び施工図等の検討のために以下の監理協力を行うものとする。

- i) 市の都合、その他の変化等による設計変更の打合せ又は処理
- ii) 色調及び見本品等の提案、協議
- iii) その他特に監督員の要請のある事項

(その他)

25) 設計にあたっては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「川越市開発行為等指導要綱」及び「雨水調整計算要綱」を遵守しなければならない。

26) 報告書等を印刷物で作成、提出する場合は、再生紙を使用する(白色度70%程度以下)。

27) 各種の設計にあたり、別に示された指導、基準、要領、指針等がある場合は、それに従うものとする。

28) 基本設計、実施設計については、埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書第3章、第4章をそれぞれ準用する。

設 計 業 務 一 覧 表

※○印の業務を実施する。

委託	業務内容	特記事項
	1. 建築意匠図の作成	
○	(1) 配置図及び屋外施設図	
○	(2) 各階平面、詳細図及び仕上表、工事区分表等	
	(3) 略図、平面図示の上建築面積算出書記入	
	(4) 日影図（敷地全体、真北測定含む）	
○	(5) 特記仕様書の作成	
○	(6) 資材数量等の算出	
○	(7) 単価に関する資料	
○	(8) 工事費積算書の作成	内訳書作成システム利用
	2. 建築構造図書の作成	
	(1) 構造図の作成	
	(2) 特記仕様書の作成	
	(3) 資材数量等の算出	
	(4) 単価に関する資料	
	(5) 工事費積算書の作成	
	3. 設備工事（各設備工事）図書の作成	
○	(1) 設備工事図	
○	(2) 設備工事計算書	
○	(3) 特記仕様書の作成	
○	(4) 資材数量等の算出	
○	(5) 単価に関する資料	
○	(6) 工事費積算書の作成	内訳書作成システム利用

	4. 外構図書の作成	
	(1) 外構工事図	
	(2) 特記仕様書の作成	
	(3) 資材数量等の算出	
	(4) 単価に関する資料	
	(5) 工事費積算書の作成	
	5. 模型の作成	
	スチレンボード等による全体模型	縮尺：1/50 程度
	6. 地質調査	
	ボーリング（30m1ヶ所）	
	7. 耐震補強の検討	
	(1) 耐震補強の解析	
	(2) 耐震補強計画及び補強後のI s 値の算定	
	(3) 耐震補強設計要領書に記載されている業務	
	8. 諸手続きの準備等	
	提出図書等一覧表に記載されている手続き	
	9. その他	
○	(1) 提出図書等一覧表に記載されている業務	
	(2) 業務委託完了後に於ける、下記事項の協力	
○	イ) 現場説明書の作成及び立会い（必要な場合）	
○	ロ) 質疑に関する回答書の作成	

提出図書等一覧表

実施設計の設計図書等は下表のうち○印を記入したものを、また、陽画焼及びその他で部数指定あるものは記入した部数をそれぞれ整理のうえ提出するものとする。

図書名等	原図・原案	コピー	その他
・基本設計図			
・設計説明書 (建築)			
・建築意匠設計図	○1部		
・特記仕様書 (建築)	○1部		
・積算数量算出原稿 (建築)	○1部		
・工事費積算書 (建築)	○1部		
・単価に関する資料 (建築)	○1部		※1
・耐震補強設計図			
・耐震補強診断報告書 (耐震性能判定票とも)			
・設備工事図 (各設備工事)	○1部		
・設備工事計算書 (各設備工事)	○1部		
・特記仕様書 (各設備工事)	○1部		
・積算数量算出原稿 (各設備工事)	○1部		
・工事費積算書 (各設備工事)	○1部		
・単価に関する資料 (各設備工事)	○1部		※1
・外構工事図			
・特記仕様書 (外構)			
・積算数量算出原稿 (外構)			
・工事費積算書 (外構)			
・単価に関する資料 (外構)			

- ・提案内容に応じて、市は必要な追加検討、追加図書を求める場合がある。
- ・設計図、積算書等のフォーマットは作成前に監督員と協議すること。
- ・特記なき体裁・部数は指示による。
- ・設計図書の構成については監督員と協議すること。

図書名等	原図・原案	コピー	その他
・製本			
・縮小製本			
・図書ファイル			
・日影図			
・パース			
・議会用参考資料 (市指定用紙)			
・埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく申請書の作成及び			
・川越市中高層建築物の建築に関する条例に基づく建築事業計画申出書の作成及び手続			
・耐震改修促進法による認定申請書の作成			
・計画通知の作成			
・上下水道に関する協議及び協議書の作成・手続			
・起工何用図面 (A4版折り) 及び設計書の作成			
・契約用図面			
・付近住民説明会の立会い			
・電子データ (CD-R) (電子納品作成要領による)	○1部		
・地質調査報告書 (ボーリング)			
・調査写真 (建築・各設備)	○1部		
・ELV比較検討書	○1部		
・石綿定性分析調査報告書	○2部		
・その他、監督員の指示により必要書類の作成等	○1部		

※1 単価作成資料、見積資料 (見積書原本、見積依頼書、見積条件書等) を含む

電子納品作成要領

1. 趣旨

「電子納品作成要領」は、川越市建築住宅課の発注する地質調査、耐震診断及び設計等の業務委託のほか、建築工事及び設備工事等における電子納品を実施するにあたり必要な事項を定める。

2. 電子納品の定義

電子納品とは、地質調査、耐震診断及び設計等の業務委託のほか、建築工事及び設備工事等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

3. 電子納品の対象とする図書等

別表 1、別表 2 による

4. 納品部数

別表 2 による

5. 電子データ作成

(1) CAD データ

- ・ DWG 形式とする。ただし、この形式による提出が困難な場合は、監督員と協議のうえ DXF 形式とすることができる。CAD データと共に印刷スタイルのデータも提出すること。

(2) ベクターデータ

- ・ CAD ソフトから直接出力により、PDF 形式ファイルを作成すること。

(3) 提出媒体

- ・ 提出する記録メディアは CD-R とする。
- ・ フォルダ名及び構成については、監督員の指示による。
- ・ CD-R 表面ラベル及び CD ケースには市指定の記載事項を明記すること。

6. 上記以外の電子データ作成

- ・ 表形式は Microsoft Excel 形式にて提出すること。
- ・ 文書形式は Microsoft Word 形式にて提出すること。
- ・ 写真データは Jpeg (.jpg) (.jpeg) (.jpe) 形式にて提出すること。
- ・ ファイル名及び構成については、監督員の指示による。
- ・ その他の電子データがある場合は、監督員と協議のうえ提出すること。

7. 検査

- ・ 納品される成果物について、記録媒体のキズ及び汚れ等の物理的クレーム及び、記録内容の適正な検査を受けなければならない。

- ・ 検査の結果不合格の場合は、監督員と協議のうえ再度スキャニング作業等を行うほか記録媒体の交換等を行い、再検査を受けるものとする。

8. 厳守義務

- ・ 受注者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9. その他

- ・ 仕様書に明記の無い箇所及び不明な箇所は、監督員と協議のうえ指示に従うこと。

別表 1 設計業務委託の電子納品対象図書

種別	図書名	適用	備考
設計図面	設計図面	○	CAD データ・ラスターデータ
設計書	設計書	○	単価比較表等を含む
写真	調査記録写真など	△	デジタル写真の場合
その他提出書類	数量調書	○	

○：積極的に電子納品するもの

△：状況により電子納品するもの

別表 2 納品内容および部数

分類	対象図書	提出媒体	部数
設計業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図面 (CAD データ) ・ 設計書 ・ 写真 (デジタル写真の場合) ・ その他提出書類 	CD-R (650MB 相当以上)	1 部

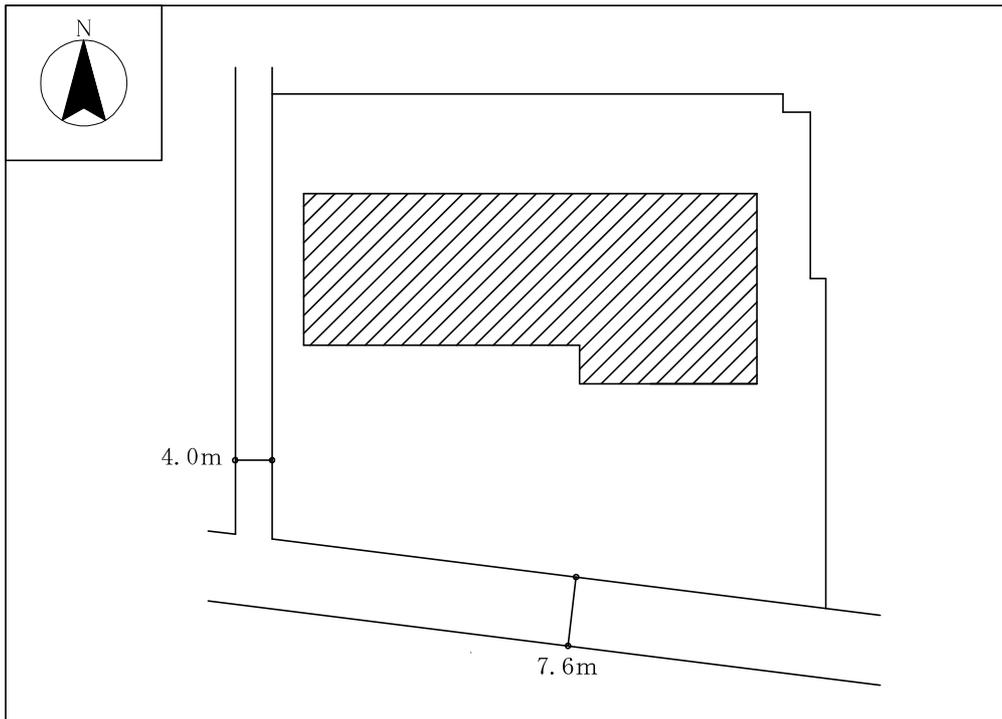
委託名	川越中央消防署エレベーター改修工事設計業務委託
委託場所	川越市新宿町2丁目14番地7

案内図

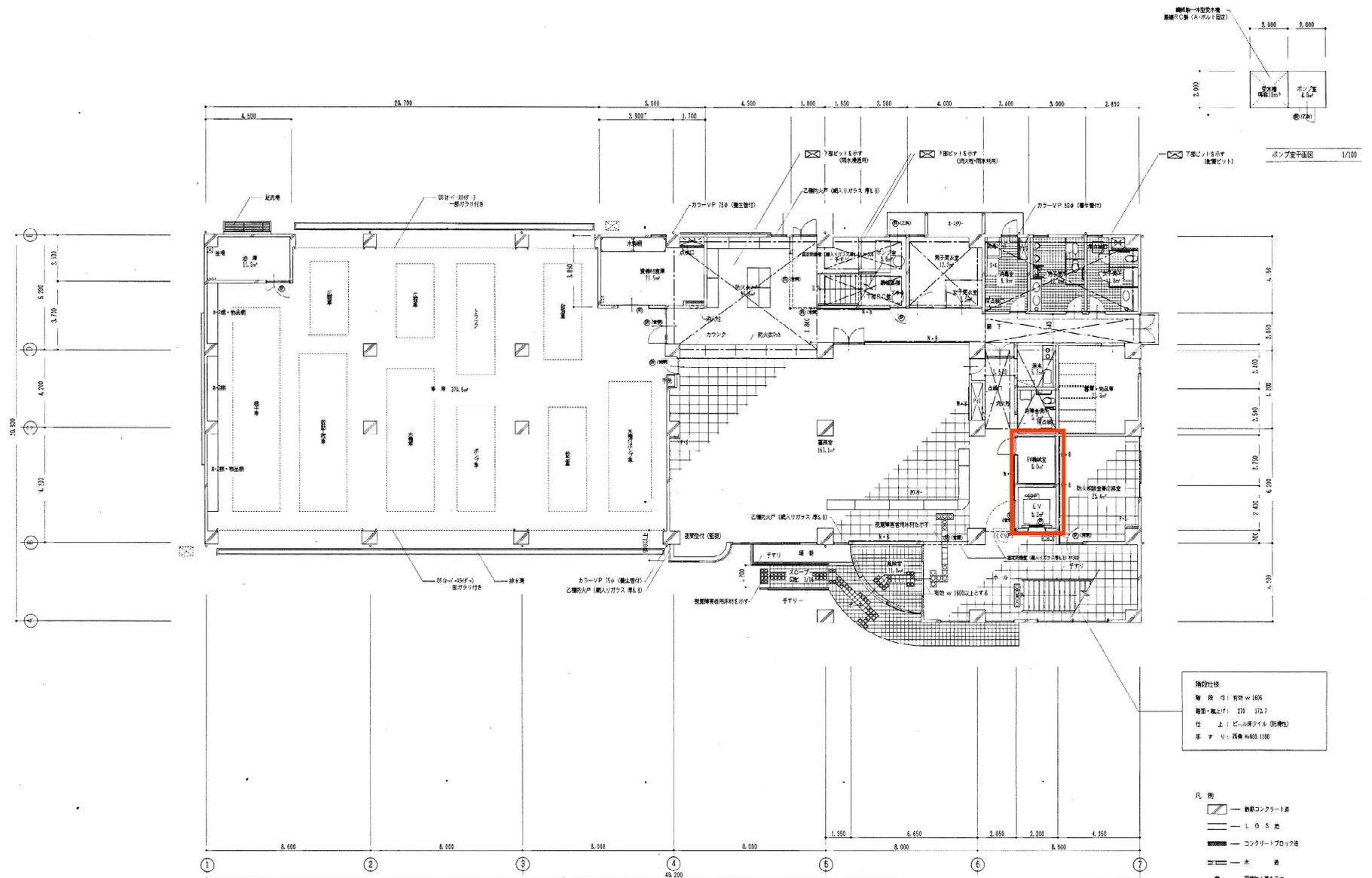
委託場所



配置図 1/800



▨: 本委託箇所



階段仕様
 階段幅: 有効 w 1605
 階段・蹴上げ: 270 (172.7)
 仕上: ビール床タイル (防汚性)
 手すり: 西村 H&O 1100

- 凡例
- 鉄骨コンクリート造
 - L S S 造
 - コンクリートブロック造
 - 木造
 - 甲種防火戸を示す (両側の扉は開閉可能な自動開閉とし、常時閉はドアローザ (ストッパー) 付とし、両開きは開閉可能とし)
 - コンクリートブロック造
 - 付115保圧圧縮を示す (車庫を除く)
 - 付115保圧圧縮を示す
 - 各戸の扉はコンクリートスラブ付とし、両扉開閉可能な自動開閉とし、両扉開閉可能な自動開閉とし
 - ビクアレーラを示す (付115)



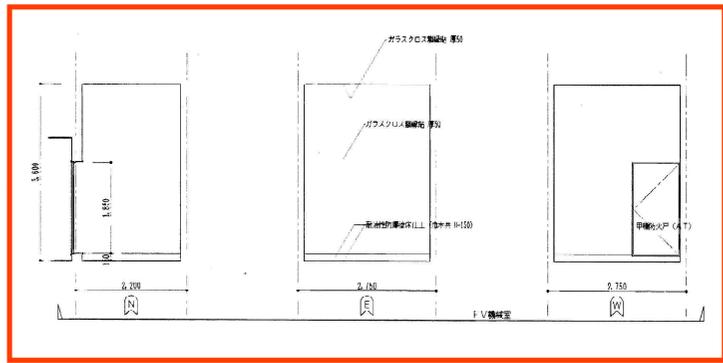
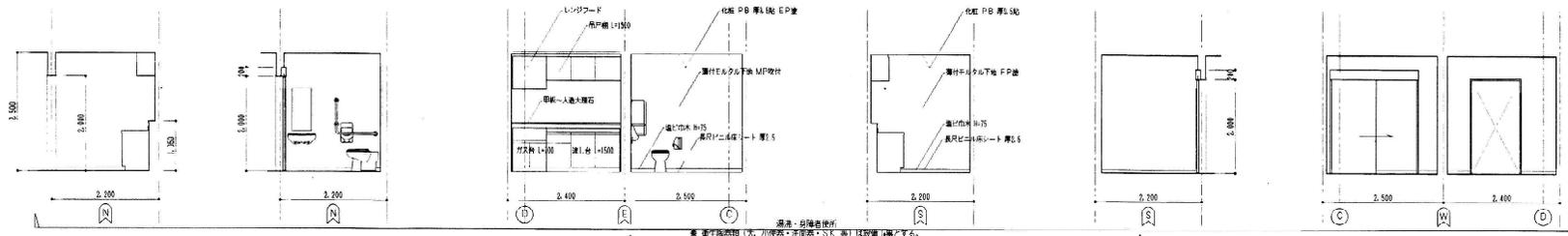
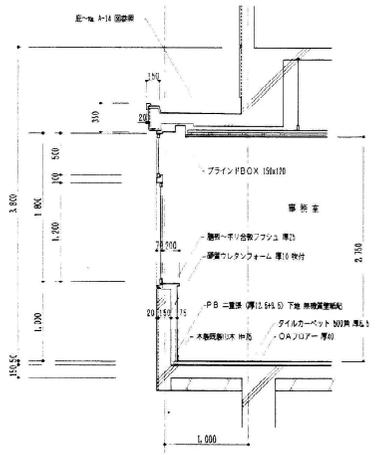
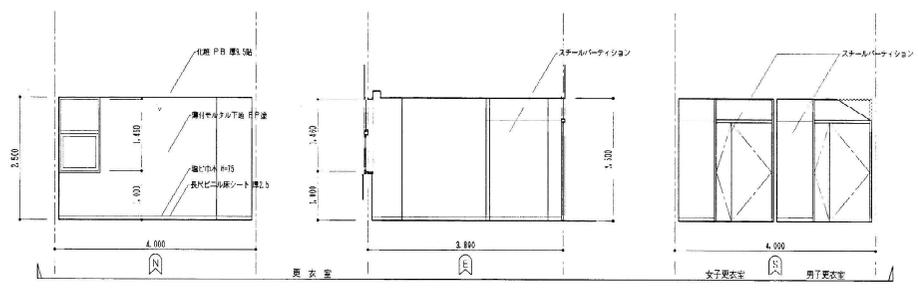
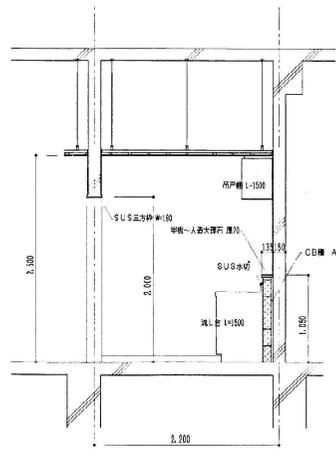


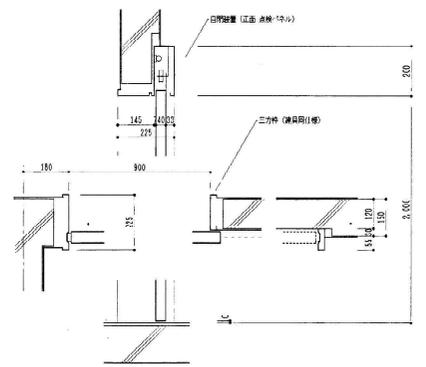
図 1/50



化粧系仕掛面詳細図 1/10



天井 断面詳細図 1/10



半自動ドア 断面詳細図 1/10

ELV機室

記号	F01		F02		FB1	FB2		FB3
	両端	中央	両端	中央	全断面	両端	中央	全断面
位置								
寸法	1,800 500	400	1,800 500	400	800 500 400	1,800 500	400	800 500 300
上端筋	5-D25	3-D25	4-D25	3-D25	3-D25	3-D25	3-D25	2-D22
下端筋	5-D25	4-D25	4-D25	3-D25	3-D25	3-D25	4-D25	2-D22
スリーブ	□-D13#200	□-D13#200	□-D13#200	□-D13#200	□-D13#200	□-D13#200	□-D13#200	□-D10#200

